

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

I. 要望

【基本認識】

- ・ 第3段落にある「男女共同参画の視点」とはどのようなものを明確にするよう求めます。
具体的には、国においては、日本政府が初めて国連女性の地位委員会に提出し決議された「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議¹」(2012年3月9日採択)等に基づくものとするを明記、また、地方公共団体においては「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等に基づくものと明記するよう求めます。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.72の1(1)について、「男女共同参画の視点を取り入れた取組」は、第56回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」に基づくものと明記するよう求めます。
- ・ p.73の1(2)①について、災害応急対策のための会議等においても、男女のいずれか一方の構成員が構成員の総数40%未満とならないようにすることを求めます。女性の参加する平等な機会の確保は、日本政府も合意した国際的なコミットメントである「仙台防災枠組 2015-2030」、および第56回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」にもあるように重要です。
- ・ p.73の2(2)ア「防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の①および②について、①市町村防災会議、および②都道府県防災会議における女性委員の割合に関し、「女性の委員の割合を増大する」を、「男女のいずれか一方の委員が委員総数の40%未満とならない」とするよう求めます。

¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/pdfs/0310_02_02.pdf